

平成15年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成15年12月5日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第9号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第5 議案第34号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）について
- 日程第6 議案第35号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（本巣市）について
- 日程第7 議案第36号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市）について
- 日程第8 議案第37号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議について
- 日程第9 議案第38号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の増加等に関する協議について
- 日程第10 議案第39号 西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について
- 日程第11 議案第40号 西濃環境整備組合構成市町村の数の増加及び規約変更について
- 日程第12 議案第41号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について
- 日程第13 議案第42号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議について
- 日程第14 議案第43号 もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第15 議案第44号 もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
- 日程第16 議案第45号 本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第17 議案第46号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第18 議案第47号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第19 議案第48号 根尾川堤防道路補修協議会の廃止について
- 日程第20 議案第49号 財産（全庁LANクライアント機器購入）の取得について
- 日程第21 議案第50号 瑞穂市表彰条例について
- 日程第22 議案第51号 瑞穂市西部複合センター条例について
- 日程第23 議案第52号 瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について

- 日程第24 議案第53号 瑞穂市下水道条例について
- 日程第25 議案第54号 瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例について
- 日程第26 議案第55号 瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第56号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第57号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第58号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第59号 瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第60号 瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第61号 瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第62号 瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第63号 巢南町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第35 議案第64号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第36 議案第65号 平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第66号 平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第67号 平成14年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第68号 平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第69号 平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 議案第70号 平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第42 議案第71号 平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第43 議案第72号 平成14年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第44 議案第73号 平成14年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第45 議案第74号 平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第46 議案第75号 平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第47 議案第76号 平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第48 議案第77号 平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第49 議案第78号 平成15年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第50 議案第79号 平成15年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第51 議案第80号 平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第52 議案第81号 平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第53 議案第82号 平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第54 議案第83号 平成15年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第55 議案第84号 平成15年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第56 議案第85号 平成15年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第57 議案第86号 平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第58 議案第87号 平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第59 議案第88号 平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第60 議案第89号 平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第61 議案第90号 平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第62 議案第91号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第63 議案第92号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第64 議案第93号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第65 議案第94号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第66 議案第95号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第67 議案第96号 公の施設の設置及び利用に関する協議について
- 日程第68 議案第97号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第69 議案第98号 本巢消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫

13番	加藤茂晃	14番	星川睦枝
15番	棚瀬悦宏	16番	武藤善照
17番	日比野昇	18番	土屋勝義
19番	澤井幸一	20番	辻文雄
22番	馬淵金雄	23番	西岡一成
24番	松野周一	25番	西岡妙子
26番	佐藤多喜夫	27番	広瀬正雄
29番	児玉春一	30番	進藤末次
31番	松野武則	32番	吉本幸一

本日の会議に欠席した議員

21番 松野義和

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二
代表監査委員	大石英博		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会及び開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名でございます。定足数に達しております。

これより平成15年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（吉本幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議席番号12番 清水貞夫君、13番 加藤茂晃君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（吉本幸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月22日までの18日間と決定されました。

日程第3 諸般の報告

議長（吉本幸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず第1点は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は8月分から10月分までが実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございます。

関連して第2点目ですが、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により受けております。監査は9月30日に教育総務課、11月12日に総務課、11月26日に市民保険課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でございます。

3点目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果について報告します。

10月6日に同組合の平成15年第2回定例会が開催されました。付議事件は、同組合の議長選挙及び決算の認定を求める議案1件でした。議長選挙は岐阜市の早田氏が議長に当選し、決算

は原案のとおり認定がされております。

4点目は、本巢消防事務組合議会の結果について報告をいたします。

11月11日に同組合の平成15年第3回定例会が開催されました。付議事件は、岐阜県市町村職員退職手当組合の規約改正による専決処分の承認を求める議案、決算の認定を求める議案、補正予算の計3議案で、いずれも原案のとおり可決をいたしております。

5点目は、西濃環境整備組合議会の結果について報告します。

11月21日に同組合の平成15年第2回定例会が開催されました。付議事件は、同組合の副議長選挙、岐阜県市町村職員退職手当組合の規約改正による専決処分の承認を求める議案2件、決算の認定を求める議案1件で、副議長選挙は大垣市の石川氏が副議長に当選し、その他の3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上5点については、報告書及び議案が事務局に保管してありますので、ごらんいただき、議会活動の参考にしていただきたいと思います、かように思います。

6点目は、平成15年度第3回もとす広域連合議会定例会について、進藤末次君から報告を願います。

進藤さん、お願いします。

30番（進藤末次君）議長に発言を求められましたので、もとす広域連合定例議会の報告を兼ねて報告をいたします。

もとす広域連合定例議会は、10月27日から11月4日まで真正町役場の議場で開会されました。

今議会で審議されたものは、広域連合職員の給与に関する条例の一部改正及び平成14年度もとす広域連合の一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計及び衛生施設特別会計の決算認定、それと15年度の一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計及び衛生施設特別会計の4会計の補正予算の審議が行われたのであります。結果は、職員給与条例の改正は可決、5会計の決算は認定、4会計の補正予算は可決でした。これらの資料は、議会事務局に提出してありますので、必要とする方は議会事務局で閲覧してください。

今回のもとす広域連合議会の内容で報告しておかなければならない事件は、もとす広域連合議会の議員定数についてであります。旧穂積町と旧巢南町は、合併して5月1日から瑞穂市になっていますが、来年、平成16年ですが、2月1日に真正町、糸貫町、本巢町及び根尾村が合併して本巢市になります。また、北方町も岐阜市との合併に向けて動いています。このことから、もとす広域連合の議員定数をどうするかについて協議が行われ、基本的には人口比によって定数を定めることになりました。全体の基本的定数は15人としました。これは、来年2月1日から2市1町になり、北方町が岐阜市に合併すれば基本的自治体は2市になることから、もとす広域連合の基本を協議したわけであり、そして、組織は現在の3常任委員会とすべきであり、各常任委員会は定数を5人必要ではないかということで、議員定数を15人にすべきで

はないかということで、これに決定したわけであります。この15人を人口比によって配分することになり、瑞穂市7名、本巢市5名、北方町3名とすることに決定しました。この定数は、来年2月1日からと決定しておりますので、特にそれまでの間に、この議会でもやっていかなければならないということであります。北方町が岐阜市へ合併したときには、また協議して決めることになると思います。瑞穂市としては、現在の定数が9名でありますので、2月1日からは2名減になります。それまでに2名減を決めておかなければなりませんので、この12月定例議会の中で協議しておいていただくべきではないかと思いましたが、もとす広域連合の報告とともに、この内容を明らかにするわけでございます。今回の定例議会の中にも、この内容に関するものがありますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

議長（吉本幸一君） 最後に7点目は、議員派遣結果の報告を行います。

さきの議会で議決されておりました、10月14日、15日の2日間、滋賀県栗東市役所と兵庫県北淡町の震災記念公園及び神戸市の人と防災未来センターへの研修でございますが、松野周一君と西岡一成君を除く議員29名と、助役、事務局長、計31名が視察研修を行いましたので、代表して私が報告をいたします。

栗東市は平成3年にJR東海道本線の栗東駅を開業し、平成22年には新幹線のびわこ栗東駅の開業を目指しています。研修では、駅整備計画の概要や取り組み経過について説明がございました。工事費の地元負担金は概算で240億円、その他の土地区画整理事業と絡めて、駅前広場やアクセス道路の設置などの基盤整備を計画しているとのことでした。また、開業後10年間で、経済波及効果が6,848億円、税収が215億円の増加を見込めるとの説明がございました。

兵庫県北淡町の震災記念公園と神戸市の人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、地震災害の軽減に貢献するための施設で、参加者一同、改めて震災の恐ろしさを実感し、震災が発生する前の対策の重要性を再認識いたしたところでございます。中でも、阪神・淡路大震災を体験した語り部として、芦屋市役所の元建設部長の谷川さんという人が体験談をお話しいただきました。震災時の状況やその対応を生々しくお話をいただき、大変参考になったと考えております。

谷川氏の貴重な体験談や示唆に富んだ内容は、市の職員にもぜひ聞かせていただきたいということで、市長は12月26日の午後3時、先ほど事務局の方から報告いたしましたとおり、総合センターのサンシャインホールに谷川氏を講師としてお招きをし、年末職員研修の実施をされるようでございます。この研修には、議会議員、消防団員、自治会の防災組織の役員さん、また民生児童委員さん、学校の教職員にも参加の案内がありましたので、参加できる方はぜひとも御参加をくださいますようお願いをいたします。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

松野市長。

市長（松野幸信君） 私からこの機会に報告させていただく事項は2件でございます。

報告第9号専決処分の報告について（道路（宮田地内）の管理責任の瑕疵による和解及びこれに伴う損害賠償額の決定について）及び報告第10号専決処分の報告について（道路（本田地内）の管理責任の瑕疵による和解及びこれに伴う損害賠償額の決定について）は、市道管理の過失による事故の損害賠償につき、専決したものであります。

道路管理には鋭意努力をしているところではあります、さらに管理体制を見直し、このような事故を繰り返さないよう管理していく所存であります。

議長（吉本幸一君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 承認第9号及び日程第5 議案第34号から日程第69 議案第98号までについて
（提案説明）

議長（吉本幸一君） 日程第4、承認第9号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてから日程第69、議案第98号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長（松野幸信君） 平成15年第3回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

瑞穂市の将来ビジョン新市建設計画におきましては、10年後、平成24年の目標人口を5万人としておりますが、10月末現在の住民基本台帳人口は4万7,986人、合併以降6ヵ月で537人の増となっております。さらに、国勢調査人口はおおむね1,000人程度プラスとなっていることを考慮いたしますと、この傾向が続けば、数年先には5万人を超えるものと思われ、人口増加している地域では、学校教室の不足が予想され、平成16年度には本田小学校の増築が必要であり、また南小学校も対策の検討に入らなければならない状況であります。

また、外国人居住者は6ヵ月で100名の増加となり、1,500人を超え、住民の中で3%以上を占めることになっております。生活習慣、文化の違う人々とともに生活するには、コミュニティーのあり方も考えていかなければなりません。

また、北方・多度線の完成、犀川区画整理事業の完了、名鉄揖斐線及び樽見鉄道の動向は、町の将来方向に多大の影響を与えるものと考えられます。

また、瑞穂市の将来性を示す明るいニュースとしては、大垣信用金庫の瑞穂支店開設があります。12月8日に開店でございます。東海財務局で、最近では銀行の支店の閉鎖・統合の申請

はあるが、新設は久しぶりだそうであります。新市計画を実現していく段階では、まちづくりに大きな影響を与える事柄の動向に注意を払い、適切なる対応を進め、快適で住みよい活力を生み出す創造都市の実現を目指さなければなりません。

さて、本議会に提出し御審議をお願いする案件は、承認事項 1 件、町村合併に関するもの 15 件、決算の認定に関するもの 26 件、予算の補正に関するもの 5 件、下水道の運営に関するもの 5 件、工事等の契約に関するもの 3 件、条例の制定・改正に関するもの 8 件、隣接町村との協議に関するもの 2 件、市道路線の認定に関するもの 1 件の 66 件であります。

以下、各議案について説明をさせていただきます。

承認第 9 号平成 15 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分については、衆議院議員選挙が執行されることに伴い、その経費 1, 294 万 5, 000 円を予算に追加補正を行いましたので、その専決処分につき議会の承認を求めるものであります。

議案第 34 号から議案第 47 号及び議案第 98 号は、町村合併による諸組合の規約・協議の変更であります。事務内容については従来どおりであります。

議案第 34 号、35 号、36 号は、岐阜県市町村会館組合の構成市町村を、飛騨市、本巣市、郡上市誕生に伴い、変更するものであります。

議案第 37 号から議案第 45 号及び議案第 98 号は、当市が参画している岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合、西濃環境整備組合、岐阜地域広域市町村圏協議会、もとす広域連合及び本巣消防事務組合の本巣市誕生に伴う構成市町村の異動による改正であります。

議案第 46 号、47 号は、本巣町、真正町、糸貫町、根尾村と相互に行っております事務委託を、本巣市誕生に伴い変更するものであります。

議案第 48 号根尾川堤防道路補修協議会の廃止については、昭和 47 年に根尾川堤防道路の管理を共同して行うため、根尾川沿線の 5 町にて協議会を設置し、道路の整備・補修等を実施してきましたが、初期の目的としていた堤防道路の整備がほぼ完了したため、堤防道路の維持・補修は各市町で行うこととし、平成 16 年 1 月 31 日をもって廃止することとしたものであります。

議案第 49 号財産（全庁 LAN クライアント機器購入）の取得については、市が構築しております全庁 LAN の端末機器を更新するため、11 月 21 日に 7 社による指名競争入札を行った結果、最も安価にて落札した株式会社日立システムアンドサービス中部支社と 4, 200 万円で購入契約を結びたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 50 号瑞穂市表彰条例については、瑞穂市の行政、産業、福祉、文化、社会、その他各般にわたり市政の振興に寄与した者、または市民の模範と認められる善行のあった者を表彰し、もって市の自治振興を促進することを目的として市表彰条例の制定を行うものであります。

議案第 51 号瑞穂市西部複合センター条例については、巣南庁舎南に建設中の巣南保健センタ

一と図書館分館の瑞穂市西部複合センターが完成し、平成16年4月に一部開館することに伴い、その管理・運営につき条例の制定をするものであります。

議案第52号瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については、合併協定書において、市町村の合併の特例に関する法律第8条に基づく特例任期満了後の農業委員会の委員の実数は、選挙による委員定数を20名、選任による委員は4名とすることとされております。したがって、瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数を、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、20名と定めるものであります。

議案第53号瑞穂市下水道条例については、特定環境保全公共下水道事業で整備を進めていた西地区の下水道が来年4月に供用開始することに伴い、同施設の管理・運営につき定めるものであります。

議案第54号瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例については、特定環境保全公共下水道が来年4月に供用を開始されることに伴い、その利益を受ける方の費用分担について定めるものであります。

議案第55号瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例については、合併以前において、町の発展に功績があり名誉市民の称号を贈られていた者は、その功績を瑞穂市としてもたたえ、瑞穂市名誉市民の称号を贈られた者とみなすよう市の条例の改正を行うものであります。

議案第56号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、現在、条例の対象となる実施機関が市長部局に限定されていますが、その対象実施機関を拡大し、また個人情報の収集や外部提供等に関する制限規定に反して個人情報が取り扱われている場合に、その利用停止を求める規定を追加し、あわせてこれらの改正に伴う必要な措置等に関する規定を整備するため改正するものであります。

議案第57号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法が改正され、新たに期日前投票制度が創設されたことに伴い、期日前投票所における投票管理者及び投票立会人を選任することとなるため、当該特別職の報酬につき定めるものであります。

議案第58号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の一般職の職員給与等についての勧告に基づき、さきに給与等の改正を行いましたが、交通費の支給についても改正を行うものであります。なお、施行期日は、平成16年4月1日であります。

議案第59号瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例については、市民の安全で快適な生活を営むために、空闲地の占有者等に対し、地域的美観を保持するとともに住民の生活環境の保全を図っていただくため、条例を整備するものであります。

議案第60号瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、瑞穂市下水道条例の制定に伴い、排水設備指定工事店及び宅内改造の検査等を統一するため、条例の一部を改正す

るものであります。

議案第61号瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例は、農業集落排水事業で整備された呂久地区の受益者分担金を、コミュニティ・プラントの別府地区の受益者分担金と今回制定した特定環境保全公共下水道の西地区の受益者分担金の額に統一を図るため改正を行うものであります。

議案第62号瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例は、瑞穂市下水道条例の制定に伴い、排水設備指定工事店及び宅内改造の検査等を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第63号巢南町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、平成14年6月21日付で日本下水道事業団と旧巢南町との間で締結した巢南町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を、事業費2,700万円の減額及び合併による名称変更により変更するものであります。

議案第64号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、平成15年7月4日付、日本下水道事業団との間で1億7,740万円で締結した瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を、事業費2,823万円の減額により変更するものであります。

議案第65号から議案第90号の26議案は、平成14年度及び平成15年度——15年度は4月1ヵ月でございますが——の穂積町、巢南町及び合併協議会の各会計の決算につき、認定を求めるものであります。

以下、各会計の概要を説明させていただきます。

平成14年度穂積町一般会計の決算は、歳入総額95億3,574万3,000円、歳出総額86億1,876万3,000円、歳入歳出差引額9億1,698万円となりました。また、合併推進事業で1億271万3,000円を繰越明許費として15年度に繰り越しております。差引残額は、歳入増4億4,554万9,000円及び歳出減4億7,143万1,000円によるものであります。歳入で前年に比べて増額の主なるものは、繰入金2億6,282万3,000円、地方債1億2,513万円、諸収入6,740万8,000円。減額の主なるものは、利子割交付金1億6,291万1,000円、地方税9,605万8,000円、繰越金9,071万6,000円等であります。歳出の構成比では、民生費が23.3%で、金額で20億954万1,000円と大きなウエートを占めておりますが、これは牛牧南部コミュニティーセンターつどいの泉建設、もとす広域連合負担金等によるものであります。

平成14年度に実施した主な事業は、牛牧南部コミュニティーセンター建設、合併処理浄化槽設置整備補助金、その他合併推進事業、道路橋梁整備事業、環境ごみ対策、福祉、衛生、保健、医療関係の事業等であります。

平成14年度穂積町国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額23億7,513万2,000円、歳出総

額22億 1,922万 9,000円、歳入歳出差引額 1億 5,590万 3,000円となりました。国保の被保険者数は年々増加しており、平成15年度3月末現在では1万 1,000人を超えております。人員の増加に伴い、医療費も増嵩しており、保険給付費につきましても年々増大いたしております。

平成14年度穂積町老人保健特別会計の決算は、歳入総額20億 8,685万 8,000円、歳出総額19億 7,826万 3,000円、歳入歳出差引額 1億 859万 5,000円となりました。平成14年10月の老人保健法の改正により、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによりまして対象者が減り、医療支出は月約 1,400万円、今年度では約 7,000万円の減となりましたが、この結果は国保会計の負担増を招くものであり、国保会計の運営について注意を払っていかねばなりません。

平成14年度穂積町学校給食特別会計の決算は、歳入総額 1億 8,684万 9,000円、歳出総額 1億 8,595万円、歳入歳出差引額89万 9,000円となりました。平成14年度の1日当たりの給食人員は 4,343人で、小・中学校において 194日間の調理を実施いたしました。

平成14年度穂積町下水道特別会計の決算は、歳入総額19億 2,723万 4,000円、歳出総額24億 17万 6,000円、差引残額マイナスの 4億 7,294万 2,000円となりました。この歳入不足は、合併により4月30日に収納閉鎖されたことによる国庫補助金の未収であり、一般会計歳計現金繰替流用で歳入不足を補てんしております。歳入の主なものは、国庫補助金、一般会計繰入金、繰越金、起債であります。歳出については、水処理施設プラント工事（平成13年度、14年度継続事業）、水処理施設建設工事（平成13年度、14年度、15年度継続事業）及び管路布設工事（約 7,233メートル）の費用であります。

平成14年度穂積町土地取得特別会計の決算は、歳入総額 2億 2,841万 3,000円、歳出総額 2億 2,341万 5,000円、歳入歳出差引額 499万 8,000円であります。歳出の主なる内容は、伐開工事、起債の償還であります。その財源は、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を充当しております。

平成14年度巢南町一般会計の決算は、歳入総額40億 5,903万 5,000円、歳出総額38億 8,278万 1,000円、歳入歳出差引額 1億 7,625万 4,000円となりました。また、大月地区農村総合整備事業で 6,300万円を、繰越明許費として15年度に繰り越しております。差引残額は、歳入増 4,477万円及び歳出減 1億 3,148万 4,000円によるものであります。歳入で、前年に比べて増額の主なるものは、繰入金 4億 4,708万 2,000円、諸収入 1億 1,039万 8,000円、地方交付税 4,877万 2,000円。減額の主なるものは、繰越金 5,678万 1,000円、利子割交付金 4,833万円、県支出金 2,210万 5,000円、地方特例交付金 1,099万 1,000円等であります。歳出の構成では、やはり民生費が19.9%で、金額では7億 7,211万 4,000円と大きなウエートを占めていますが、これは老人保健特別会計繰出金、もとす広域連合負担金等の老人福祉費及び中保育教育センター大規模修繕増築工事等の児童福祉費などによるものであります。

平成14年度に実施いたしました主な事業は、保健センター、図書館建設、ストックヤード用地取得、大月地区農村総合整備事業、飛騨美濃園芸王国確立対策などであります。

平成14年度巣南町国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額7億6,818万1,000円、歳出総額6億9,310万8,000円、歳入歳出差引額7,507万3,000円でありました。国保の被保険者数は年々増加しておりまして、平成15年度3月末現在では3,000人を超えております。

平成14年度巣南町老人保健特別会計の決算は、歳入総額7億4,747万円、歳出総額7億2,379万6,000円、歳入歳出差引残額2,367万4,000円となりました。

平成14年度巣南町学校給食特別会計の決算は、歳入総額7,503万1,000円、歳出総額7,478万8,000円、歳入歳出差引額24万3,000円となりました。平成14年度の1日当たりの給食人員は1,795人で、小・中学校において194日間の調理を実施いたしました。

平成14年度巣南町下水道特別会計の決算は、歳入総額12億2,529万5,000円、歳出総額12億1,275万8,000円、差引残額1,253万7,000円となりました。歳入の主なるものは、国庫補助金、一般会計繰入金、繰越金、起債等であり、歳出については処理場用地購入(2,409平米)、平成13、14年度アクアパーク巣南建設工事の債務負担行為、平成15年度水処理施設整備工事及び電気設備工事、環境施設の工事等が主なるものであります。

平成14年度巣南町農業集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額2,393万8,000円、歳出総額2,293万6,000円、差引残額100万2,000円となりました。歳入の主なるものは、使用料、一般会計繰入金、繰越金であります。歳出は、水処理施設維持管理業務委託料及び元利償還金等であります。

平成15年度穂積町一般会計の決算は、歳入総額17億4,635万3,000円、歳出総額6億3,391万5,000円、歳入歳出差引額11億1,243万8,000円となりました。差引残額は、歳入増2億779万3,000円及び歳出減9億464万5,000円によるものであります。

なお、歳入歳出差引額は、瑞穂市一般会計へ旧町歳計剰余金として計上しております。

平成15年度は5月1日に巣南町との合併により4月30日までの打ち切り決算であり、大幅な歳出減は管理費等の年間契約事業の未執行によるものであります。

平成15年度穂積町国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額2億6,093万5,000円、歳出総額7,479万4,000円、歳入歳出差引残額1億8,614万1,000円となりました。歳出は必要経費のみであり、大半は老人保健拠出金であります。

平成15年度穂積町老人保健特別会計の決算は、歳入総額1億8,144万円、歳出総額1,621万円、歳入歳出差引残高1億6,523万円となりました。歳出の主なるものは、4月分における老人医療診療報酬等の概算分であります。

平成15年度穂積町学校給食特別会計の決算は、歳入総額348万9,000円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額348万9,000円となりました。歳出の食材費等は、未払い金として瑞穂市に引き

継ぎました。

平成15年度穂積町下水道特別会計の決算は、歳入総額 1,259万 9,000円、歳出総額 295万 1,000円、差引残額 964万 8,000円であります。

平成15年度穂積町土地取得特別会計の決算は、歳入総額 502万 1,000円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額 502万 1,000円であります。歳入の主なるものは、前年度繰越金であります。

平成15年度巢南町一般会計の決算は、歳入総額 4億 5,091万 4,000円、歳出総額 1億 9,453万 9,000円、歳入歳出差引額 2億 5,637万 5,000円となりました。差引残額は、歳入減 6億 1,208万 6,000円及び歳出減 8億 6,846万 1,000円によるものであります。

なお、歳入歳出差引額は、瑞穂市一般会計旧町歳計剰余金として計上しております。

平成15年度巢南町国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額 1億 972万 3,000円、歳出総額 2,308万 7,000円、歳入歳出差引額 8,663万 6,000円となりました。必要な経費のみの歳出であり、大半は老人保健拠出金であります。

平成15年度巢南町老人保健特別会計の決算は、歳入総額 4,549万 7,000円、歳出総額 677万 9,000円、歳入歳出差引額 3,871万 8,000円となりました。歳出の主なるものは、4月分における老人医療診療報酬等の概算分であります。

平成15年度巢南町学校給食特別会計の決算は、歳入総額 162万 9,000円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額 162万 9,000円となりました。

なお、歳出につきましては、未払い金として瑞穂市に引き継ぎました。

平成15年度巢南町下水道特別会計の決算は、歳入総額 1,553万 7,000円、歳出総額 180万 6,000円、差引残額 1,373万 1,000円となりました。

平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額 140万 2,000円、歳出総額 12万 9,000円、差引残額 127万 3,000円となりました。

平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計の決算は、歳入総額 4,637万 6,000円、歳出総額 3,688万円、歳入歳出差引額 949万 5,000円となりました。歳入は、各町の負担金 3,637万 6,000円、県の合併協議会交付支援金 1,000万円等であります。歳出は、協議会運営費、合併推進事業費と区分してありまして、協議会運営費として会議費 118万 7,000円、事務費 743万 9,000円を支出し、合併推進事業費として合併協議会だよりの発行、新市建設計画の策定委託料及び例規調査業務委託料、並びに電算システムの調査委託料等 2,825万 3,000円を支出いたしました。歳入歳出差引額の 949万 5,000円につきましては、平成15年度穂積町・巢南町合併協議会への繰り越しといたしました。

平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計の決算は、歳入総額 1,249万 5,000円、歳出総額 160万 1,000円、歳入歳出差引額 1,089万 4,000円でありました。歳入歳出精算額の 1,089万 4,000円は、各町へ均等に返還することといたしました。

次に予算関係でございますが、議案第91号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6億6,874万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億9,020万5,000円とするものであります。今回の補正は、歳入及び各事業の執行状況をチェック・修正し、差額を公共施設整備基金に積み立てたものであります。支出の主なものは、樽見鉄道運営維持補助金660万円、被生活保護者の医療扶助費の追加2,190万円、コミママプラザモデル事業100万円、土地開発公社の所有土地取得1億4,660万円等の計上で、基金には5億300万円を積み立てることいたしました。

議案第92号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億2,530万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,342万9,000円とするものであります。旧町の決算が確定いたしましたので、歳計剰余金を補正し、保険給付費の見直しを行ったものであります。

議案第93号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,589万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,866万2,000円とするものであります。今回の補正は、旧町の決算の確定に伴い、歳入歳出の見直しであります。

議案第94号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ103万円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億5,268万6,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の時間外勤務手当について増額するものであります。

議案第95号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ77万4,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ9億2,551万8,000円とするものであります。その内容は、人件費の時間外勤務手当について増額するものであります。

議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議については、瑞穂市上水道により犀川堤外地土地地区画整理地区内の墨俣町地域にも給水することといたしたく、利用及び使用について協議するものであります。

議案第97号市道路線の認定及び廃止については、国土交通省による内水対策事業として実施されました天王川樋管改修工事に伴う市道の整備により終点が変更したため、市道の認定及び廃止を行うもの2路線及び宅地造成等により公衆用道路として築造され、市へ寄附採納がなされた6路線を市道に認定するものであります。

以上、各議案について概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

議長（吉本幸一君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第65号から議案第90号までの決算認定について、監査委員から決算審査の意見を求めま

す。

代表監査委員 大石英博君、お願いします。

代表監査委員（大石英博君） 発言を求められましたので、監査委員を代表いたしまして、お手元に配付の議案第65号から88号までの平成14年度、15年度の穂積町及び巢南町の歳入歳出の監査結果について御報告を申し上げます。

去る9月5日付で市長より審査を求められました平成14、15年度穂積町・巢南町歳入歳出決算につきましては、去る10月1日から11月12日までのうち12日間にわたりまして、決算書に基づき、担当部課長から事業報告を求めるとともに、例月の定例監査及び出納検査の結果とあわせまして、決算の計数の内容等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の対象は、普通会計にありましては、平成14、15年度の四つの一般会計と国民健康保険特別会計などの20の特別会計について、それぞれ実施をいたしました。

これを審査するに当たって最も重点といたしましたことは、第1に予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適切かつ効率的に執行されているか、第2に決算の計数は正確であるか、第3に財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかの3点に主眼を置いて、健全財政を維持しつつ、住民の福祉増進のため、最少の経費をもって最大の効果を上げているかを見ながら実施をいたしました。

審査結果の意見といたしましては、14、15の両年度の穂積町及び巢南町の四つの一般会計と20の特別会計の決算額は、歳入歳出とも関係諸帳簿及び証憑票書類を調査・照合し、慎重かつ詳細に審査いたしましたところ、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適切かつ正確に執行されていることを確認いたしました。また、財産の管理運営につきましても、適正に処理されていると認めました。

平成14年度穂積町決算審査でございますが、審査の結果は、お手元に配付の14年度穂積町歳入歳出決算意見書のとおりでございますが、その概要を申し上げますと、まず平成14年度一般会計と五つの特別会計を合わせまして、歳入総額は163億4,023万962円、歳出総額は156億2,579万4,703円で、差し引き7億1,443万6,259円の黒字となっております。

これを会計別に見てみますと、議案第65号平成14年度穂積町一般会計では、歳入総額95億3,574万3,734円、歳出総額は86億1,876万2,845円で、差し引き9億1,698万889円の剰余金を生じております。まず歳入で見えますと、町税や財産収入など、いわゆる自主財源は66億3,747万4,274円で、昨年度より1億453万2,872円増加をいたしました。

一般会計の歳入総額に占める自主財源の割合は69.61%で、前年度比1.6%の増ということでございます。

自主財源のうちの町税の平成14年度の収入済額は45億3,000万円となっており、しかしピークでありました平成11年度と比べますと4億円の減少でございます。

依存財源のうち地方交付税を見ますと、14年度は9億7,000万円でしたが、先ほどと同様、11年に比べますと2億7,000万円の減少ということでございます。町税と地方税の合計では11年に比べますと6億7,000万円の減少であり、財政が厳しくなっていると思います。

町税の徴収率は95.41%で、前年度の95.51%に比べ0.1%減少をいたしました。町税全体での滞納額は、前年が1億9,090万円、ことしは621万円増加し1億9,711万円となり、膨大な額であり、事態は大変深刻な状況であると言わざるを得ません。しかも、平成14年度の経済動向は、好調な海外輸出に支えられ、生産活動が活発化するなど持ち直しの兆しが見られましたものの、不安定な国際情勢のもとで景気は総じて低迷し、加えて個人消費も低水準のまま厳しい状況が続いており、ますます徴収が困難になるものと思われます。滞納整理は常に困難な業務であり、担当職員の不断の努力は十分認めるところではありますが、今後におかれましては課税の適正化と大口滞納者及び滞納常習者を中心に、導入されております収納支援システムをフルに活用して、計画の上に立って、滞納額の減少に一層努力を要望するものであります。

また、不納欠損額は2,104万円、前年より561万円減少いたしました。内容的には、倒産・時効成立等、やむを得ない事情のものばかりと認められますが、今後とも一層慎重な対応を願うものであります。

次に歳出では、民生費、衛生費を合わせまして36億446万円支出をいたしました。そのうち、別府保育所の駐車場用地としての土地取得を含んで、社会福祉・児童福祉に20億954万円支出をしております。また、別府処理区事業実施のため5億4,389万円を下水道特別会計へ繰り出しましたが、早期実現を推進されたい。

土木費として、道路、橋梁、河川、都市下水の事業など環境整備に13億1,164万円の支出がございました。土木費全体といたしますと、平成10年、11年、12年と大体毎年12億円の支出が続いておりましたが、13年度は一たん9億円と減少いたしまして、今年度は13億円という支出になってございます。当市においては、低迷する経済状況にあっても都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要望が多く、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策・工法をお願いいたします。

また、教育環境の整備充実にありましては、各学校の修理、教育機器の設備拡充、コンサート・演劇等総合センターの事業費、図書の充実に合計10億1,857万円が充てられました。たくましい国際性ある人づくりを目指しまして、次世代を担う青少年の健全育成は最重要課題であり、土曜日が完全休日になった今、学校教育に求められる責務は大きく、今後とも児童・生徒の教育及び指導等について一層の努力を願うものであります。

次に基金の管理についてでございますが、財政調整基金では、平成13年度決算剰余金のうち3億3,300万円と当該預金利息112万円の積み立てがございましたが、歳出財源として3億円を取り崩したため、21億9,107万円の年度末残となりました。また、公共施設整備基金では、

下水道特別会計繰出金、道路新設改良工事等に6億100万円の取り崩しがございました。そして、当該預金の利息197万円を積み立てて22億2,015万円となっております。基金全体といたしましては、当年度中は4億7,124万円減少し、期末残高は総額で56億4,457万円となっております。

また、現金・預金の管理は、法令に従い、収入役の責任において安全かつ有利に有効・適切な運用管理がなされており、良好と認められます。

次に財産の管理についてでございますが、土地・建物の公有財産、自動車等の公有物品、その他の財産につきまして審査いたしましたところ、台帳等と相違ないことを確認いたしました。

次に特別会計でございますが、まず議案第66号平成14年度穂積町国民健康保険特別会計にありましては、収入済額23億7,513万円、支出済額22億1,923万円で、差引実質収支1億5,590万円の残となり、翌年度へ繰り越しをしております。平成11年の収入済額が19億7,000万円であったので、3年たった今、4億円増加をしております。

国民健康保険税における徴収状況についてでございますが、不納欠損額と収入未済額の合計額が平成11年は2億5,000万円でありましたものが、ことしは4億円を超えております。本特別会計は年々ますます悪化し、国民健康保険そのものの根幹を揺るがす状態になりつつあります。現在実施している催告書、戸別訪問等の滞納整理及び短期被保険者証の交付など職員の努力は認められますが、今後とも関係部署と力を合わせ、より強力な滞納処分を実施し、使命感を持って本税の徴収率向上を強力に推進されることを強く望むものでございます。

なお、不納欠損額の1,445万円は、ほとんど行方不明者、または外国人で既に帰国しており、時効成立で適法と認められますが、本保険制度の趣旨からして、不納欠損処分には慎重を期して処理を願います。

次に、議案第67号平成14年度穂積町老人保健特別会計では、歳入総額20億8,686万円、歳出総額19億7,826万円で、差し引き1億860万円が翌年度へ繰り越しをしております。

平成14年10月の老人保健法改正によりまして、老人医療費受給者の対象年齢が70歳から75歳に振り分けられたその他の保険事業者の負担が増加ということになっております。長期的に見ると、今後、老人保健の医療費は増加すると考えられます。今後とも、高齢者に対しては、保健センター・福祉センターの活用を初め各種総合的な予防策を積極的に推進するとともに、多受診・乱受診の防止に努め、在宅福祉の充実を図り、老人医療費の抑制を図られることを願うところでございます。

次に、議案第68号平成14年度穂積町学校給食特別会計でございますが、歳入総額1億8,685万円、歳出総額1億8,595万円で、差し引き90万円の残高になっております。未収入金については、前年の1,085万円から1,060万円と減少をいたしました。学校とも協力し、一層の徴収努力を願うものでございます。学校給食にありましては、安全で栄養豊かな楽しい魅力のあ

る給食の提供に努められ、食材、調理における衛生管理には、一層注意を図られるとともに、調理器具・機材の逐次更新を図られるほか、施設面においても近代的に改善を要するものであれば検討をお願いいたします。

次に、議案第69号穂積町下水道特別会計でございますが、前年度から本会計を設置しております。国庫補助金1億7,409万円、一般会計の衛生費からの繰入金5億4,389万円、町債11億6,600万円、その他で合計19億2,723万円の歳入がございました。施設整備事業に22億4,612万円、その他で支出合計24億18万円となりましたので不足が生じました。不足額4億7,294万円は一般会計から補てんして、ただいま大型プロジェクトが進行中でございます。

次に、議案第70号穂積町土地取得特別会計でございますが、歳入総額が2億2,841万円、歳出が2億2,341万円で、差し引き500万円の残となり、翌年へ繰り越しました。今年度は、町債を元利合計2億1,986万円償還をいたしました。

以上、各会計ごとに概要を申し上げましたが、総括といたしましては、穂積町の行政が物心両面から着実に推進されており、目標に向かっての成果は大きいものがありますが、高度情報化、国際化、急速な技術革新、少子・高齢化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しており、規制緩和、経済特区等、いわゆる市町村の時代に沿った自主的な地域経営が強く求められていることを踏まえ、積極的な運営を図ることが肝要でございます。

なお、次の事項について、要望及び提言をいたします。

(1) 13年度からスタートした穂積町第4次総合計画は、平成15年5月1日に巢南町と合併し、計画を大きく見直すことになったが、今後は新市建設計画の実現に当たって、計画策定の趣旨を尊重し、まちづくりの目標の実現を積極的に推進されたい。計画達成には市民の合意と協力が必要不可欠なので、あらゆる機会を通じ積極的にアピールされたい。

(2) 町税の滞納は1億9,711万円で、これらの整理に当たっては法的手続を進めるほか、特に国民健康保険税の滞納が4億円を超え、調定額の27.6%となり、特別会計そのものの根幹を揺るがす状態になりつつあり、抜本的な徴収体制の強化を願うものでございます。

(3) 環境整備に当たっては、特に下水道施設整備及びその関連事業が実現しつつあり、今後投資効果を見据えた整備を望みます。

(4) 県道が整備されつつあり、連絡道路としての市道整備及び南北に通ずる道路の拡張整備など、一層の充実を図られたい。

(5) 当町の公職選挙における投票率は非常に低い。今後、一層の啓蒙活動、対策に取り組みられ、投票率の向上に努められたい。

(6) ペイオフ解禁の対応として、各金融機関の動向に十分注意した上で、公金の取り扱い及び運用を図られたい。

(7) 財政が厳しい中、町単独の各種補助金は多額に達しており、これらの事業効果と制度の

見直しについて検討されてはどうか。

続きまして、14年度巢南町決算審査についてでございますが、審査の結果は、お手元に配付の平成14年度巢南町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございますが、その概要を申し上げますと、まず平成14年度一般会計と5特別会計を合わせまして、歳入総額68億9,895万2,478円、歳出総額66億1,016万8,655円で、差し引き2億8,878万3,823円の黒字となっております。

これを会計別に見てみますと、議案第71号平成14年度巢南町一般会計では、歳入総額40億5,903万5,623円、歳出総額38億8,278万1,369円で、差し引き1億7,625万4,254円の剰余金を生じております。

まず歳入を見てみますと、町税や財産収入等、いわゆる自主財源は20億6,372万3,462円で、前年度より5億458万9,481円増加をいたしました。自主財源のうち巢南町の税収は、町民税において669万円の減、固定資産税において1,537万円の増となっており、町税全体では1,067万円の増加となりました。

一般会計の収入総額に占める自主財源の割合は50.84%で、前年度対比32.36%の増加となっております。これは、繰入金が4億7,958万円あり、前年の3,250万円から大きく増加をしているため、積立金を自主財源として繰り入れることは恒常的に続くものでもありません。また、依存財源のうち利子割交付金が4,833万円の減、地方交付税が4,877万円の増、町債が2,810万円の増加ということになりました。

一方、政府にあっては、地方交付税を初めといたしまして、三位一体の改革がされようとしており、その動向が注目され、今後、町債償還の増のほか下水道事業の推進等大型プロジェクトが進行しており、財政が厳しくなっていくということを予想しております。

町税全体での滞納額は、昨年度より1,854万円減少をし、今年度は8,803万円となっております。景気は総じて低迷し、個人消費も低水準のまま厳しい状態が続いております。ますます徴収が困難になると思われます。担当職員の不断の努力は十分認めるところでございますが、今後におかれましても、課税の適正化と大口滞納者及び常習滞納者を中心に、滞納額の減少に一層努力を要望いたします。

また、不納欠損額が3,585万円で、前年の1,205万円から大幅に増加をいたしております。今後とも、なお一層慎重な対応をお願いいたします。

次に歳出では、民生費、衛生費を合わせまして14億1,375万円。そのうち大きなものは、保健センター、図書館建設事業費に1億9,383万円と清掃費のストックヤード関係に1億2,966万円支出をいたしました。

土木費といたしましては、生活関連道路の改良、舗装工事及び犀川河川改修に伴う下犀川橋梁の詳細設計などのほか、下水道費として特別会計への繰出金1億4,443万円を含め、土木費全体で7億1,261万円の支出がございました。低迷する経済状況にあっても、都市化が進行し

ており、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策・工法をお願いいたします。

また、教育環境の整備充実にありましては、各学校施設の改修、教育機器の設備拡充、町営体育館施設の管理運営、各種講座の運営費等に合計4億2,963万円が充てられました。たくましく生き抜く力に満ちた青少年の育成と町民の生涯スポーツ振興及び指導について、一層の努力をお願いいたします。

次に基金の管理についてでございますが、財政調整基金の前年度末残高は5億2,700万円あり、基金利子を財源として100万円を積み立ていたしまして、財源確保のため1億7,500万円を取り崩しました。そのため、年度末残高が3億5,300万円となっております。ふるさと創成基金等その他の特定目的基金は、取り崩しをいたしまして各事業に充当いたしましたため、年度末残高が13億9,175万円となっております。

また、現金・預金の管理は、法令に従い、収入役の責任において安全かつ有利に有効・適切な運用管理がなされており、良好と認められます。

次に財産の管理についてであります。土地・建物の公有財産、自動車等の公有物品、その他の財産につきまして審査いたしましたところ、台帳と相違ないことを確認いたしました。

次に特別会計でございますが、まず議案第72号平成14年度巢南町国民健康保険特別会計にありましては、収入済額7億6,818万円、支出済額6億9,311万円で、実質収支で7,507万円の残となり、翌年度へ繰り越しました。

国民健康保険税における徴収状況についてでございますが、収入済額が6,000万円の目前となっております。前年より1,605万円ふえており、年々確実に増大をしております。現在実施している催告書・戸別訪問等の滞納整理、短期被保険者証の交付など不断の努力は認めますが、今後とも関係部署と力を合わせて、より強力な滞納処分を実施し、本税の徴収率向上を強力に推進されることを強く望むものでございます。

次に、議案第73号平成14年度巢南町老人保健特別会計では、歳入総額7億4,747万円、歳出総額7億2,380万円で、差し引き2,367万円が翌年度へ繰り越されました。高齢化社会を迎え、今後とも医療費適正化対策事業を推進し、多受診・乱受診の防止に努め、在宅福祉の充実を図り、老人医療費の抑制を図られることを願うところでございます。

次に、議案第74号平成14年度巢南町学校給食特別会計でございますが、歳入総額7,503万円、歳出総額7,479万円で、差し引き24万円の残額となっております。未収入金につきましては、前年の173万円から今年度260万円と増加をいたしております。学校等とも協力し、一層の徴収努力を願うものでございます。学校給食にあつては、安全で栄養豊かな楽しい魅力のある給食の提供に努められ、食材、調理における衛生管理には一層注意を図られることをお願いいたします。

次に議案第75号巢南町下水道特別会計でございますが、国庫補助金5億2,450万円、町債5

億 3,010万円、その他合計で12億 2,530万円の歳入がございました。工事費として4億 1,624万円、委託料として6億 1,016万円、その他合計で12億 1,276万円支出をいたしまして、年度末残高が1,254万円となっております。

次に、議案第76号巢南町農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額 2,394万円、歳出総額 2,294万円で、差し引き 100万円の残となり、翌年へ繰り越しました。

以上、各会計ごとに概要を申し上げましたが、次の事項について、要望及び提言をいたします。

(1) 平成14年度からスタートした巢南町第4次総合計画は、平成15年5月1日に穂積町と合併し、計画は大きく見直すこととなったが、今後は新市建設計画の実現に当たって計画策定の趣旨を尊重し、まちづくりの目標を積極的に推進されたい。計画達成には市民の合意と協力が必要不可欠なので、あらゆる機会を通じ積極的にアピールされたい。

(2) 町税の滞納は8,803万円で、その額も調定額の6.6%に達しており、これらの整理に当たっては法的手続を進めるとともに、国民健康保険税の滞納額についても調定額の15%と増大しており、町税と同様に抜本的な徴収体制の強化を願うものでございます。

(3) 環境整備に当たっては、特に下水道施設整備及びその関連事業が実現しつつあり、今後も投資効果を見据えた整備を望みます。

(4) 県道が整備されつつあり、連絡道路としての市道整備及び神戸大橋と接続する道路の拡張整備実現等、一層の推進を図られたい。

(5) 保健センター・図書館を建設中であり、間もなく完成いたしますが、旧穂積町におきましても同様の施設がありますので、施設利用に当たっては十分調整を図られたい。

(6) 財政が厳しい中、町単独の各種補助金は多額に達しており、これらの事業効果と制度の見直しについて検討してみてください。

続きまして、議案第77号から議案第88号までの平成15年度の決算審査でございます。

上記二つの一般会計と10の特別会計につきましては、平成15年度の決算内容は会計期間が1ヵ月と非常に短い期間であり、平成15年5月1日には瑞穂市となり、合併に伴う諸経費も含まれております。歳入では、会計上の出納整理期間がないため、一般会計では収入未済が大きく発生し、また収入調定額にあっては過少に表現をされます。歳出におきましては、委託契約や補助金交付に当たって、一部が1年間の事業として支出されたものがあり、もちろんやむを得ないことではございますが、今回の審査では実績が確認できません。このため各事業終了まで、十分注意をして執行してください。

15年分につきましては、総括及び意見を述べるまでには至らないのが現状ですが、今後におきましては、合併後のまちづくり将来ビジョンである新市建設計画に基づき、また平成14年度の決算意見書の総括を踏まえ、市民が合併してよかったと思えるまちづくりを目指し、健全財

政を維持しつつ、住民の福祉増進のため、最少の経費をもって最大の効果を上げるべく格段の配慮を望みます。

続きまして、議案第89号から議案第90号についての御報告をいたします。

議案第89号平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算認定、議案第90号平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算認定について、市長より提出されました上記2決算認定につきましては、去る11月5日、詳細に審査いたしました結果、正しく整理され、その計数は正確であったことを確認いたしました。

以上、議案第65号から議案第90号までの決算審査の概要と審査意見を申し述べましたが、この内容は土屋監査委員と一致した意見であることを申し添え、私の報告を終わります。

議長（吉本幸一君） これで監査委員の決算審査意見を終わります。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

10分間、休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時34分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案のうち、承認第9号、議案第49号、議案第63号及び議案第64号は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第9号、議案第49号、議案第63号、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

承認第9号、議案第49号並びに議案第63号及び議案第64号までについて

（質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 承認第9号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決いたします。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、承認第9号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分については、承認することに決定をいたしました。

議案第49号財産（全庁LANクライアント機器購入）の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 先ほど全協の席でもお聞きをいたしましたけれども、この予定価格をお教えいただきたいと思えます。

議長（吉本幸一君） はい、総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 予定価格の公表につきましては、契約規則第10条第3項の規定に基づきまして、契約締結までは公開しないということでございますので、御理解をお願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

23番（西岡一成君） 契約規則第10条の第3項は、確かに予定価格は落札者となるべき者がいないとき、または契約締結までは公開しないと、こういうふうにならわっておりであります。そこでお聞きをしたいんですけれども、今この場で情報公開条例に基づいた手続きができませんので、その解釈の問題について関連してお聞きをしておきたいと思えます。

まず1点目は、契約規則と情報公開条例は、どちらが上位規範であるのかどうか。これが1点であります。

2点目は、例えば情報公開条例で入札が終わった後に、契約締結前であったとしても、もし時間的に期間がありませんから実際はなかなか困難なんですけれども、ただ論理的に言えば、その間に情報公開条例に基づいて公開請求をしたときにでも、今のような事情で公開はできないというふうな解釈に立っておられるのかどうか。もしそうであるならば、情報公開条例

の第何条にどういう規定があり、かつまたその根拠はどうかということについて、参考までにお聞きをしておきたいと思います。

議長（吉本幸一君） はい、総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 契約規則と、そして情報公開条例とどちらが上位かということに関しては、どちらが上でどちらが下かということは、そういう判断はいたしておりません。

そして、2点目の契約が終わってから公開までの間の期間があるからという御質問だったと思いますけれども、これはここに定めておりますように、あくまでも契約を締結した後ということで御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

23番（西岡一成君） 質問に答えられていないと思うんですね。ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、そういうふうな意味ではなくて、もし公開できないとするならば、それは情報公開条例の第何条のどういう根拠に基づいて公開しないのか。契約規則の第10条の第3項に書いてあるからできないんだということは答えにはならない。それは、あくまでも条例と内部規則との規範性を問えば、やはり条例が優先するというのは当然の理であるというふうに思っております。でありますから、情報公開条例の、例えば第7条の中で公開できない例外として、なぜ契約締結後でなければ入札後であってもできないのかという点について、明確にこの場で再度その根拠を明らかにしておいていただきたいというふうに思います。

議長（吉本幸一君） 総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、これは解釈で拡大解釈をしてということになりますけれども、情報公開条例の第7条に公文書の公開義務というところがございまして。この中で、第7条の第1項第4号の中に、「審議・検討、又は協議に関する情報であって」という文言がございましてけれども、現在審議中、現在協議中という解釈でとらえておるということで御理解をお願いします。現在、審議・検討、または協議に関する情報であってということで御理解をお願いします。

議長（吉本幸一君） 西岡一成君の本件に関する質疑は既に3回になっております。会議規則第56条の規定によって、発言は許しません。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

23番（西岡一成君） まずもって議長に申し上げますけれども、きちんとやっぱり質問者の質問の趣旨、そしてそれに対する執行部の答弁がかみ合っているかどうか、そのことを踏まえて議長の裁量の中で運営をやっていただきたいと思います。

と申し上げますのは、今、執行部から答弁をいただいたんでありますけれども、要するに明確な答弁になっていないんであります。

第7条の第4号の協議に関する情報であってというふうに言われましたけれども、じゃあしからは、協議に関する情報というのが、入札後の契約締結までの状態を指すのかどうなのか。そのこと概念を明確にすべきであります。そして、万が一それが該当したとしても、その後は「協議に関する情報であって」なんですね。その次には、「公にすることにより、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」ということで後段に続くわけですね。そうすると、じゃあその後段に続いた具体的内容にそれが当たるのかどうなのかというところでまた一つ判断が要るわけです。そのことに対する明確な答弁がなされていないわけでありまして。

私は、結論的に申し上げれば、予定価格を入札後に開示をしないのは、情報公開条例の公開の原則に反するというふうに考えております。この問題については、明確に執行部の答弁を記事録に残しながら、今後さらに明らかに詰めていきたいというふうに思っております。したがって、反対であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、議案第49号財産（全庁LANクライアント機器購入）の取得については可決することに決定をいたしました。

議案第63号巢南町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第63号巢南町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については可決することに決定をいたしました。

議案第64号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第64号瑞穂市特定環境保全公共下水道

根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については可決することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれで散会といたします。ありがとうございました。

散会 午前11時50分